

## 令和4年第2回

### 遠軽町議会定例会会議録（第2号）

令和4年3月11日（金）午前10時00分開会

#### ◎本日の会議に付議した事件

会議録署名議員の指名について

日程第34

一般質問

#### ◎出席議員（16名）

議長	16番	杉本 信一 君	15番	竹中 裕志 君
	1番	白幡 隆一 君	2番	秋元 直樹 君
	3番	黒坂 貴行 君	4番	阿部 君枝 君
	5番	渡部 正騎 君	6番	戸松 恵子 君
	7番	山本 悟 君	8番	佐藤 昇 君
	9番	佐藤 登 君	10番	山谷 敬二 君
	11番	前島 英樹 君	12番	佐藤 和徳 君
	13番	渡辺 清夏 君	14番	今村 則康 君

#### ◎欠席議員（0名）

#### ◎列席者

町長	佐々木 修一 君	教育長	河原 英男 君
代表監査委員	村瀬 光明 君		

#### ◎説明員

副町長	舟木 淳次 君	総務部長	佐藤 祐治 君
経済部長	澤口 浩幸 君	経済部技監	内野 清一 君
総務課長	鈴木 浩 君	情報管財課長	吉岡 秀利 君
企画課長	今井 昌幸 君	財政課長	堀嶋 英俊 君
税務課長	二瓶 雄介 君	ジオパーク推進課長	松村 愉文 君
危機対策室参事	山地 茂樹 君	保健福祉課長	古賀 伸次 君

住民生活課長	高橋 静江 君	子育て支援課長	太田 貴幸 君
農政林務課長	広瀬 淳次 君	商工観光課長	長原 裕一 君
建設課長	井上 隆広 君	水道課長	大川 寿雄 君
生田原総合支所長	今泉 郁夫 君	生田原総合支所産業課長	大泉 勝義 君
丸瀬布総合支所長	加藤 政勝 君	丸瀬布総合支所産業課長	倉内 健一 君
白滝総合支所長	鴻上 栄治 君	白滝総合支所産業課長	小野寺 悟 君
会計管理者	伯谷 和昭 君	総務課主幹	堂前 政好 君
保健福祉課主幹	大柳 京美 君	教育部長	大貫 雅英 君
総務課長	村上 裕和 君	社会教育課長	水野 徹 君
図書館長	阿部 文明 君	監査委員会事務局長	奥山 隆男 君
選挙管理委員会事務局長	奥山 隆男 君	農業委員会事務局長	広瀬 淳次 君

◎議会事務局職員出席者

事務局長	小野寺 正彦 君	事務局参事	岩井 誠志 君
事務局係長	田中 郁美 君		

---

◎開議宣告

○議長（杉本信一君） ただいまの出席議員は16人であります。  
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

◎会議録署名議員の指名について

○議長（杉本信一君） 本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、8番佐藤議員、竹中議員を指名いたします。

---

◎日程第34 一般質問

○議長（杉本信一君） 日程第34 一般質問を行います。  
一般質問は、再質問より質問者の質問時間を30分以内として、一問一答により行います。

通告の順により発言を許します。

通告1番、13番渡辺議員。

○13番（渡辺清夏君） ー登壇ー

通告書に従いまして、多様な学習機会の確保について質問いたします。

令和元年より1人1台の情報端末の配備、GIGAスクール構想が文部科学省より示され、遠軽町では令和3年3月の時点で、パソコン・タブレット等配置の1人1台端末が実現されています。

他自治体において取組が進んでいないところも多い中、我が町においては早々にICT教育の機会が得られたと、保護者から喜びの声を聞いております。

令和3年4月の総務・文教常任委員会で、GIGAスクールサポーター配置支援事業の趣旨として、災害や感染症の発生等による学校の臨時休校等の緊急時においても、ICTの活用により全ての子どもたちの学びを保障できる環境を早期に実現する必要があると述べられております。遠軽町においても、新型コロナウイルス感染症の蔓延が進み、臨時休校等になった場合でも端末を活用した家庭学習での環境の充実が求められています。

オンライン授業やリモート授業を行える環境について、現時点での遠軽町の整備状況と利用可能時期についてお聞かせください。

○議長（杉本信一君） 河原教育長。

○教育長（河原英男君） ー登壇ー

渡辺議員の多様な学習機会の確保についての、オンライン授業やリモート授業を行える環境について、現時点での遠軽町の整備状況と利用可能時期についてお聞かせくださいとの御質問にお答えいたします。

GIGAスクール構想関連事業につきましては、令和2年度に各学校において、情報通

信ネットワーク環境整備工事を行い、情報機器端末の購入については、全児童・生徒に配置したところであります。この間、家庭でのインターネット利用環境について、学校を通じて保護者へのアンケート調査を実施し、通信環境が整っていない家庭へのモバイルルーターの貸出しをするための機器の購入も行っております。

令和3年度におきましては、1人1台端末の使用マニュアルやセキュリティーポリシーの作成、保護者向けの使用方法、教職員のICTを活用した指導方法についての研修の実施などを行うために、国の事業であるGIGAスクールサポーター配置支援事業を活用し、さらに、各学校の教職員を対象としたGIGAスクール構想運用検討委員会を設置し、協議を行っているところであります。

GIGAスクール構想の下で整備された1人1台端末の積極的な利活用等については、非常時における児童・生徒の学びの保障の観点から、自宅等での学習においてもICTを活用することは限定的ではありますが、有効であると認識しております。

令和4年度中には、各学校において具体的な活用方法を検討した上で、準備が整った学校から順次開始していきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉本信一君） 13番渡辺議員。

○13番（渡辺清夏君） それでは、再質問させていただきます。

教育長の御答弁で、令和4年度には具体的な活用方法を検討した中で、準備が整った学校から順次開始していきたいとの非常に前向きな御答弁をいただきました。できることならば、各学校でオンライン授業やリモート授業の開始の時期がずれてしまうことはあまり望ましくないと思いますので、全学校で同時に開始できるように行っていただく考えはありますでしょうか。

○議長（杉本信一君） 村上総務課長。

○総務課長（村上裕和君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

先ほど、教育長が答弁いたしました、端末の持ち帰りについては、適切な活用のルール等の設定が完了することから、具体的な活用方法の検討については、また、家庭での通信環境の確認も必要となっております。

以上のことから、同時期でできるようにとの御質問でございましたが、地域のバランスも考慮しつつ、できるところからとの考えでございますので、御理解のほうお願いいたします。

○議長（杉本信一君） 13番渡辺議員。

○13番（渡辺清夏君） ぜひ御検討のほうよろしく願いいたします。

最後の質問をさせていただきます前に、リモート授業について、ある保護者の方からこのような思いをお預かりしてまいりました。この方は、ひとり親世帯の自営業の方で、子どもたちの生活は、この方一人にかかっています。それではお話いたします。

コロナ禍において、教育委員会や役場の職員の方々は日々の対応に追われ、非常に大変

な思いをされていることと思います。それと同じように、私やほかの保護者の方々も臨時休校になった場合には、自分の仕事を休んだり、また外出を控えたりと、様々な形で感染拡大を防ぐ努力をしてきました。しかしながら、子どもが濃厚接触者と判断されれば、保護者も濃厚接触になる可能性が高く、仕事を休まなければなりません。兄弟がおり、時期がずれて学年閉鎖となった場合には、さらに休みは延びます。陰性であっても、陽性なのにごまかして営業をしているという風評被害も、今、受けています。日々の売上げで生計を立てている自営業にとって、こういった事態が続けば生活を送ることが困難になります。

子どもの学年や学校は閉鎖になっていなくても、登校させることで濃厚接触者となり、感染する可能性も高くなります。子どもたちの生活を守るためにも、一層のこと休ませるべきかとも悩みました。オンライン授業やリモート授業が、これらの問題を全て解決するとは思っていませんが、少なくともそれらを受けることによって、お店を閉めなければならぬリスクや感染のリスクは低くなります。保護者や子どもたちの不安を少しでも解消するためにも、登校かオンラインかを、選択肢を与えていただければと思います。1人1台端末がゴールではありません。スタートです。感染拡大が落ち着いてきている今だからこそ、次に備えてもらえたらと思います。以上がお預かりしてきた内容です。

私も同じ思いです。保護者の方のこういった切なる声を聞いていただいた上で、最後の質問をさせていただきます。このような御家庭もあることから、希望する御家庭だけでもなるだけ先行して対応していただくことはできますでしょうか。

以上です。

○議長（杉本信一君） 村上総務課長。

○総務課長（村上裕和君） ただいまの最後の御質問にお答えしたいと思います。

教育委員会、学校、保護者等との間で、確認・共有も必要となってくることから、一つ一つ課題の解決を図りながら、令和4年度中という回答ではございましたが、早期実現に向けて取り組んでまいりたいと思いますので、御理解をお願いいたします。

○議長（杉本信一君） 以上で、13番渡辺議員の質問を終わります。

通告2番、8番佐藤議員。

○8番（佐藤 昇君） ー登壇ー

通告書に従いまして、2点、質問をいたします。

まず1点目は、労働者協同組合法施行に伴う町の考え方について質問いたします。

令和2年12月に国会において成立した、労働者協同組合法が本年10月1日より施行されます。法の目的は、新しい働き方の選択肢を増やし、地域における多様な需要に応じた事業実施の促進を図ることであり、地域の課題解決や地域の絆づくりにも貢献するものと期待しています。

実体的にはNPOや企業組合のような組織と同じですが、大きく違うのは労働者派遣事業を除いて事業の制限がなく、原則4人以上、発起人は3名以上でできます。法の中に、

理事が3名、監事が1名以上となっていますので、原則4人以上というふうに記載をさせていただきます。設立できるようになります。将来的には移住定住の促進、地域おこし協力隊との連携、J・Uターンの環境づくりの一助にもなり得るのではないかと考えます。

そこで、次の2点について、町の見解をお伺いいたします。

(1)として、労働者協同組合法施行にあたり、町としてどのような認識を持っておられるのか見解を伺います。

(2)施行までの当面の間、町としても事例研究などを行いながら、広く町民に対し法に基づいた周知や、適切なアドバイスなどを行っていく必要があると考えますが、見解を伺います。

2点目として、丸瀬布昆虫生態館の整備・充実について質問いたします。

丸瀬布昆虫生態館は、道内唯一の昆虫等が数多く生息する教育的施設として、丸瀬布いこいの森キャンプ場、森林鉄道雨宮号、やまびこ温泉などとともに、さらにマウレ山荘も含めた一つのスポットとして、町内外から人気を博しています。

しかし、ここ数年の施設の老朽化に伴い、施設の維持・管理が厳しい状況になっており、厳しい町の財政状況とも相まって、施設の存続を危ぶむ声も聞こえてきています。昨年12月定例会で、各公共施設等の今後の方向性について、検討を進めていくという方針も示されているところですが、次の2点について見解を伺います。

(1)昆虫生態館は、丸瀬布いこいの森キャンプ場などととも、遠軽町における特色ある一つの観光スポットであることから、収支面のみに縛られず、特性などを盛り込んだ施設の在り方の議論が必要であり、今後とも整備・充実を図っていくべきと考えますが、見解を伺います。

(2)現在、修繕が必要な箇所も出てきていることから、厳しい町の財政状況は一定理解するがゆえに、一つの取組として、丸瀬布昆虫生態館のPRも兼ね、町のホームページ等で広く全国に向け「ふるさと納税」や「指定寄附」などを募る施策展開が図られないか見解を伺います。

以上です。

○議長（杉本信一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

佐藤昇議員の一つ目の項目、労働者協同組合法施行に伴う町の考え方についての御質問にお答えいたします。

1点目の労働者協同組合法施行にあたり、町としてどのような認識を持っておられるのかの見解についての御質問であります。労働者協同組合法は、2020年12月に法律が公布され、本年10月1日から施行予定となっております。特に、人口減少問題を抱える地方や、新型コロナウイルスの影響で脆弱化した地域を立て直す鍵となることが期待されていると認識しておりますが、一方で現在町内にある法人格を有する福祉や体育振興な

どのNPO法人が10団体、木材や建設業などの中小企業協同組合が7団体存在しているほか、シルバー人材センターや社会福祉協議会もあり、次々と労働者協同組合が設立されたと想定した場合、それらの団体との兼ね合いも懸念されるのではないかと考えております。

次に、2点目の施行までの当面の間、町としても事例研究などを行いながら、広く町民に対し法に基づいた周知や適切なアドバイス等を行っていく必要があると考えますが、その見解についてとの御質問にお答えいたします。

この法律に対応する行政庁は、都道府県となっております。国や道からの情報は、現在のところ町には届いていない状況であるため、引き続き状況を見てまいりたいと考えております。

また、法に基づく周知や適切なアドバイスに関し、町が実施するという規定が見当たらないことから、国や道からの情報の発出状況も見ながら、必要に応じて検討していくものと考えております。

以上でございます。

○議長（杉本信一君） 河原教育長。

○教育長（河原英男君） —登壇—

佐藤昇議員の二つ目の項目であります、丸瀬布昆虫生態館の整備・充実についての御質問にお答えいたします。

1点目の遠軽町における特色ある一つの観光スポットであることから、収支面に縛られず、特性などを盛り込んだ施設の在り方の議論が必要であり、今後とも整備・充実を図っていくべきと考えますが、その見解についての御質問であります。丸瀬布昆虫生態館については、丸瀬布森林公園いこいの森に隣接し、観光スポットと教育施設を兼ね備えた施設でもあります。当該施設については、平成9年度に建設され、以後24年の間、いこいの森の利用者をはじめ、町内小・中学校の社会科見学等を含め、多くの方々に利用されております。

昨年度にまとめた遠軽町社会教育施設長寿命化計画における健全度判定について、劣化度を示す値として、大規模・中規模・小規模の三つに分類され、この施設は比較的良好な施設状態を保っております。今後も多くの皆様に御利用いただけるよう、必要に応じ施設修繕等を行ってまいります。町の財政状況を踏まえ、過度な負担とならない身の丈に合ったものとなるような形で運営してまいりたいと考えております。

次に、2点目の修繕が必要な箇所も出ていることから、厳しい町の財政状況は一定理解するがゆえに、一つの取組として丸瀬布昆虫生態館のPRも兼ね、町のホームページ等で広く全国に向け、ふるさと納税や指定寄附等を募る施策展開が図られないかとの見解についての御質問にお答えいたします。

議員、御指摘のとおり、小破修繕が必要となる箇所は出てきておりますが、今後行われる行財政改革も踏まえ施設の運営方法や、今回、御意見をいただいた財源確保についても

検討させていただきたいと考えておりますので、御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（杉本信一君） 8番佐藤議員。

○8番（佐藤 昇君） まず、1点目のほうから再質問をさせていただきます。

町長の答弁の中にあつたように、まだ具体的な指針とかそういったものなどは出されていないということで、いずれちょっと情報などを聞いてみますと、今月末か来月ぐらいいかけて、そういった指針のようなものが出されるのではないかと、こんなようなお話も聞いています。したがって、今日のところは法に沿った内容で、何点か予想される範囲の中での質問にならざるを得ないというふうに思います。具体的な指針が明らかになった時点で、改めてまた機会があれば質問させていただきたいというふうに思っています。

それで、町長の1番目の答弁に関連して言えば、例えば次々と労働者協同組合が出現したら大変だみたいな、そんなようなことを答弁として出されていますけれども、認識として今後例えば中小企業の廃業、残念ながら廃業するそういったことが出てきたり、あるいは最近ではTSUTAYAなども遠軽から撤退すると、こんなようなことが出てきたりしているわけですが、いわゆる失業対策としてノウハウ、今まで勤めていた方がそういったノウハウ、仕事のノウハウを生かしながら労働者自らが事業を継承するというふうなことになった際には、この労働者協同組合の役割も大きくなっていくのではないかとこんなふうに考えますが、そこら辺の認識というか、どういうふうに考えますか。

○議長（杉本信一君） 長原商工観光課長。

○商工観光課長（長原裕一君） ただいまの再質問にお答えをいたします。

副業、あとフリーランスといった働き方もございます。労働の体系は多様化していると考えておまして、議員がおっしゃる労働者協同組合法も新たな働き方の選択肢の一つではないかと考えております。しかし、先ほど町長が申し上げましたが、まだ情報も少ないという中で、あと遠軽とどうマッチングしていくのか、その辺がまだまだ情報不足ということで、一方で慎重な対応が必要と考えているところでございます。

確かに、本町において中小企業等の廃業など、過去を含めて事例が見受けられると思います。通常の経済活動の中で、コロナの影響もあると思いますが、起こり得ることであり、その都度必要に応じて民間側が対応しているのでないかと認識をしているところでございます。

あと、ハローワークの状況ちょっとございまして、現在、求人数が求職数を上回っているというようなことが、ここずっと続いております。現時点では、そういったこともありますので、労働者協同組合の役割が大きくなるか、はっきりと回答できない、できる段階ではないというふうに考えておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（杉本信一君） 8番佐藤議員。

○8番（佐藤 昇君） これからどうなっていくか分からないのですけれども、ある意味では、一つに働いている方にとってはチャンスではないかというふうに思うのですね。法



を見る限りは、事業について派遣労働とか暴力団とかそういったものでない限りは、事業について制限がないということになるわけですから、本来、会社を経営したりするのは経営者の皆さんですけれども、労働者自らがそういうチャンスを生かしながら、みんなで出資をしあって、一つには地域のニーズに合った事業を展開をしていくということは十分可能だというふうに思いますので、そこら辺のところのサポートと申しますか、そういったものを町が持っているいろいろなノウハウを生かしながらアドバイスをしていくとか、そういったことも必要ではないかなと、こんなふうに思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（杉本信一君） 長原商工観光課長。

○商工観光課長（長原裕一君） 繰り返しになるようなことですが、現在のところ情報がないということで、今後、情報を得ながら必要に応じて検討していくというふうには考えておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（杉本信一君） 8番佐藤議員。

○8番（佐藤 昇君） では、別な質問をいたします。

現在、労政に関する事業として、シルバー人材センターに対して補助金などを支出していますけれども、仮定の話になって申し訳ないのですが、例えば実際に協同組合が設立をされた場合とか、設立にあたっての財政支援であったり、あるいは運営に対する助成等であったり、こうしたものは労政への一環としてやっていくべきではないかなと、やってほしいというふうに私は思っているのですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（杉本信一君） 長原商工観光課長。

○商工観光課長（長原裕一君） シルバー人材センターに対する助成等々のお話なのですが、それらについてもまだ明確に回答できるものではないと考えておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（杉本信一君） 澤口経済部長。

○経済部長（澤口浩幸君） ただいまシルバー人材センターの補助金というようにお話で御質問ありましたけれども、補足になるかもしれませんけれども、シルバー人材センターにつきましても、高齢者の雇用・就業機会の拡大や生きがいを持ってもらうということを目的として、町だけでなく道と町が、一緒になって補助をしていっているというような状況でありまして、道の要件では100名以上の労働者、雇用者がいるということが条件にもなっているということでございますので、今回の労働者協同組合の補助とは、ちょっと実際には異なるのではないかなというふうにも考えているところです。

以上です。

○議長（杉本信一君） 8番佐藤議員。

○8番（佐藤 昇君） ぜひ町長の労政の対策の一環として、前向きに検討していただきたいなど、このように言わせていただきたいと思っております。

それで次の質問になりますが、最初の答弁などにも若干関連するのですけれども、一

応、法律を読む限りは、既存のNPO法人のところは10団体ぐらいあるとか、NPOが10団体、そのほか7団体みたいなこと、町長の答弁の中で言われておりましたけれども、既存のNPO法人などが協同組合の組織化することについては、法律を読む限り可能というふうになっています。したがって、これまだ分かりませんが、NPO法人のままがいいのか、労働者協同組合というところにシフトしていくのか、組織替えをしていくのか、それにしたほうがいいのかというのはこれちょっと分からないのですけれども、そこら辺の対応といいますか、新規ですからあれですけれども、そこら辺のところも少し考えておく必要があるのではないかなというふうに思いますが、どうでしょう。これ(2)のほうの質問に関連もしますけれども。

○議長（杉本信一君） 長原商工観光課長。

○商工観光課長（長原裕一君） お答えいたします。

先ほど、町長も申し上げましたが、町内に現在NPO法人10団体存在しております。まず、ちょっと直接二、三のNPO法人のほうに電話をしまして、そういう情報を持っているかということで確認をさせていただきましたが、やはり現在、何も情報がない、聞いていないということでした。実際に検討を始めるのは、これからかなと思いますし、先ほど私も触れましたが、どうマッチングしていくかというのが、まだまだ情報が少ない中ですので、法人自体もそうですし、町としても同じような回答になりますけれども、情報収集を行いながら対応していくという考えでありますので、御理解をいただければと思います。

○議長（杉本信一君） 8番佐藤議員。

○8番（佐藤 昇君） それで、1番目の(2)を含めた最後の質問になろうかと思いますが、今、商工観光労政に関わっては、審議会が設置をされています。当然、情報が入り次第、審議会などにもそうした情報提供なりというのが、当然、されるのではないかなというふうに思っていますけれども、そこら辺のところは何かお考えありますか。

○議長（杉本信一君） 長原商工観光課長。

○商工観光課長（長原裕一君） 商工観光労政審議会、あるいは労働部会ということでございます。その辺を活用したり、説明会開催するとか、現時点では分からないというところで御理解をいただければと思います。とにかく何回も繰り返しになりますけれども、情報収集しながら対応するというところで、御理解をいただければと思います。

○議長（杉本信一君） 8番佐藤議員。

○8番（佐藤 昇君） それでは、2番目にかかわって質問をいたします。

教育長の答弁で、比較的良好だというような1番の関係ですね、そのようなお話がありましたけれども、必要に応じて過度な負担とならないような修繕をしたいと、こんなようなお話もありましたけれども、具体的に申し上げますと、食草ハウス、それから放蝶館の雨漏り、こういったものが出てきているけれども、なかなか新年度予算もでき上がりますから、新年度予算の中でやるということについては、これ既に無理な話ですけれど

も、そういったところが必要になってきていると、今のところ何とか持ちこたえているということ、そんなお話を聞いておりますけれども、そこら辺のところの認識というのは当然、社会教育課担当としてもお持ちだと思うのですが、そこら辺のところはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（杉本信一君） 水野社会教育課長。

○社会教育課長（水野 徹君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

放蝶館並びに食草ハウスの修繕については、担当課としても建設から24年を経過している施設でもありますので、不具合を生じているのは承知しております。ただ、受託業者ですとか、また丸瀬布昆虫同好会の協力も得ながら施設を、大規模な修繕とはなりません。ところどころ、毎年修繕をさせていただいて、施設の利用はできているというふうに考えております。今後、大きな施設の改修の部分が出てきましたら、その都度、検討させていただきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（杉本信一君） 8番佐藤議員。

○8番（佐藤 昇君） それでは2番目の関係ですけれども、教育長の答弁の中に、今後、運営方法も含めて検討するという言い方をされておりました。もう少し具体的に、運営方法も含めて検討するというのはどういう意味合いがあるのか、そこら辺、お聞かせください。

○議長（杉本信一君） 水野社会教育課長。

○社会教育課長（水野 徹君） 御質問にお答えいたします。

運営方法についてということですが、現在、1年間を通して施設を開館させていただいております。隣接する森林公園いこいの森のほうも10月までの営業というふうな形で営業させていただいておりますので、そういう部分も含めまして、冬期間の運営をどうしていくべきかということも私としても考えているところですので、そういう部分も含めて運営方法を検討させていただきたいなというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（杉本信一君） 8番佐藤議員。

○8番（佐藤 昇君） 今の冬期間の例えば閉館するとか、そういったようなことだというふうに思うのですが、それはそれで現場の皆さん方、あるいは丸瀬布昆虫同好会の皆さん方とも十分協議をした上で決めていただきたいなと思っておりますけれども、ただ、冬場閉館してもやっぱり生き物がいますから、カブトムシ、クワガタ、チョウチョウなりいますから、いずれにしてもそこには人が常駐していないといけないと、こういう状況にもなっているというふうに聞いておりますので、そこら辺も加味しながら、ぜひ運営方法については検討していただきたいと、こういうふうに思っています。

2番目の質問のふるさと納税とか、指定寄附とか、そういったPRも兼ねた取組はできないかという質問に対して、検討するというものですから、前向きに検討いただきたいな

というふうには思っておりますけれども、実は平成29年の3月に、ふるさと納税について一般質問を私させていただきました。

例えば、いわゆる教育振興資金であるとか、いろいろなふるさと納税の申込み方法として大枠で4項目あるのですけれども、例えばふるさと納税の寄附金の使途について、具体的な事業を項目に加えてはどうかという一般質問を私させていただいたのですけれども、そのときの町長の答弁としては、寄附金の使途について項目に加えることは有効な手段と考えていますと、こういうふうに答弁をされています。

さらに、この具体的な事業検討したいというふうに言っていますから、その質問を受けてどうされたのかというのは、ちょっと調べていませんから分かりません。そのことを重く言うつもりはないのですけれども、そういう答弁もされています。したがって、そうしたことも十分念頭に入れていただきながら、ぜひ私が質問されているようなそういう方向に持って行っていただきたいなど、こういうふうに思いますが、どうでしょうか。

○議長（杉本信一君） 今井企画課長。

○企画課長（今井昌幸君） ただいまの御質問でございますけれども、ふるさと納税に関しましては、今、お話ありましたとおり、大きい四つの項目で使途を限定して寄附を募っております。例えば、社会情勢の中で今回新型コロナの影響で、医療従事者の皆さんに対するふるさと納税というのを別立てして進めている状況もございますので、そういった方法も一つ考えとしてございます。

また、企業版ふるさと納税という制度がございまして、こちらに関しては総合戦略に基づいて、その事業に当てはまるものについては企業の方からの寄附をいただけるというのがございますので、そういった方法も含めて考えていきたいというふうに思います。

○議長（杉本信一君） 以上で、8番佐藤議員の質問を終わります。

通告3番、白幡議員。

○1番（白幡隆一君） ー登壇ー

通告書に従いまして、芸術文化交流プラザ(メトロプラザ)の運営についてお聞きしたいと思っております。

遠軽町民が、待ちに待った芸術文化交流プラザ(通称メトロプラザ)の開業が、本年8月に予定されています。本施設は600席を擁する音楽ホール、スタジオ、多目的スペース、町民のよりどころというべきロビースペース、ホワイエなど兼ね備え、今から将来に向かって町民の文化創造の拠点となるものと期待しておりますが、今後、何十年後までこの施設を支えていくであろう将来の町民のためにも、運営の基盤づくりが重要と考えます。

メトロプラザは、災害時避難施設としての機能を有するとされていますが、世界規模で災害が頻発する今日、遠軽町もいつどのような災害に見舞われてもおかしくはありません。町民に対する安心・安全という観点から、災害に対し収容人員、備蓄品の内容、災害時におけるメトロプラザを利用した避難訓練などの計画はどのようになっているか伺いま

す。

○議長（杉本信一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

白幡議員の芸術文化交流プラザ(メトロプラザ)の運営についての御質問にお答えいたします。

災害発生時に、芸術文化交流プラザを避難所として運営した場合についてであります。収容人員は最大500人を想定しております。備蓄品の内容については、毛布・水・食料のほか生理用品・ミルクなどを備蓄してまいります。

また、災害時における芸術文化交流プラザを利用した避難訓練につきましては、他の避難所を利用した避難訓練と併せて、訓練内容を工夫して行ってまいります。

以上でございます。

○議長（杉本信一君） 白幡議員。

○1番（白幡隆一君） メトロプラザの避難施設とした場合の収容人員についてですが、障がいのある方、歩行困難の方などは自動車での避難となりますが、その際、やはりメトロプラザ駐車場についても避難スペースとして考えられているのでしょうか。

もう1点、備品についてですが、3.11東日本大震災以降、避難先の様々な問題が上げられ、一つは衛生面、お風呂の問題、細かい質問ですが歯ブラシ、口腔キット、下着等プライバシーの面からいいますと、男女別、家族別の段ボールハウス、テント、スマホの急速充電ブースなど、被災した方はほぼ着の身着のまま避難するわけですが、この点についてお聞きしたいと思えます。

○議長（杉本信一君） 山地危機対策室参事。

○危機対策室参事（山地茂樹君） 障がいのある方の駐車場を使用できるかといった質問でありますけれども、災害の状況によりいろいろ状況は変わると思いますが、一般の方の災害時の避難は、徒歩で行うことを基本としております。ただし、避難行動要支援者と車を使わなければ避難できない方のために、駐車場を使用することは考えております。

また、もう1点目の避難所における歯ブラシとか衛生用品、これらの備えつけでありますけれども、これにつきましては現在できれば避難をしていく方が、そういったものを携行してきていただくということが第一義的にありますけれども、こういったものがない場合につきましては、避難された後から、また、町としてそろえて準備をしていくといった措置もやります。

また、避難所におけるプライバシーの確保といった点でありますけれども、町としましては現在災害対策用プライベートルーム、これは四角いテントでありますけれども、これらを準備しております。

また、メトロプラザにつきましては、いろいろ間仕切りの変更等によって、部屋等の作り替えこういったのもできますので、完全個室というわけではありませんけれども、ある

程度の仕切りを設けて、使うということができるといふふうに認識をしておりますので、そのようにやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（杉本信一君） 白幡議員。

○1番（白幡隆一君） 諸条件に被災の条件にもよりますが、駐車場もある程度、避難スペースとして考えられるということですね。その場合、メトロプラザの500人の収容人数に対しての備蓄品の量と多少数量が変わってくると思いますが、例えば予備の備蓄のプランとか、そういったことは考えられていますか。

○議長（杉本信一君） 山地危機対策室参事。

○危機対策室参事（山地茂樹君） メトロプラザの避難所として、車両で避難をされる方の駐車場の使用につきましては、必要に応じてやっていきたいというふうに考えております。ただ、これを全て認めてしまうと駐車場全部埋まってしまうと、物を運んだり何なり、いろいろなものが搬入されてくるわけですから、そういった災害対応の部分で支障を来しますので、これはある程度、制限する必要があるかというふうに考えております。

備蓄品につきましては、町として計画的に備蓄を行っていております。ただし、これが大体備蓄品、物以外は食料につきましては5年周期で賞味期限が切れます。また、ミルク等については1年という非常に短いスパンとなっておりますので、これら賞味期限が切れる数だけを逐次備蓄をしているというのが現状であります。この備蓄数量につきましては、どれだけそろえたらいいかというのは、最大の避難者数に備えてそろえるといったことをすれば、大量に備蓄品が必要になってきますので、今現在、備蓄している数、これを保管をしていくといったことでやっていく予定であります。

また、物品につきましては、段ボールベッドにつきましては、現在のところ備蓄を毎年やっておりますが、200をそろえるという目標で今年度、来年度につきましても購入していくといったところであります。

以上です。

○議長（杉本信一君） 白幡議員。

○1番（白幡隆一君） 町のメトロプラザの災害時の避難施設への取組が少し伝わりました。最後に、今の時代、災害はいつどこから、空から海から地中からどんな形でやってくるか想像ができません。自治体・町民一体となって、もしかのその日に備えていくべきかと思えます。このメトロプラザが文化の施設としての役割、それ以上のものとして災害避難対応力を持って今後利用され続けることを願いますが、それについては今後の課題に対してお聞きしたいと思えます。

○議長（杉本信一君） 山地危機対策室参事。

○危機対策室参事（山地茂樹君） メトロプラザにつきましては、施設自体が浸水想定区域外にあるということ、耐震設定がされているということ、また非常用発電機等の設備も備えつけられていること、また物品を搬入するのに非常に有利な入り口があるというこ

と、こういった観点から災害対応については、非常に有効な施設であると考えておりません。

遠軽町のこの庁舎、浸水想定区域内に入っておりますが、なおかつ耐震設計もされていないことから、大きな地震が来た場合については、使えない可能性があります。こういった災害対策本部の代替施設として使うことも考慮しながら、避難所として使う方法、こういったのをしっかりと検討して、このすばらしい施設を有効活用できるようにやっていきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いします。

○議長（杉本信一君） 以上で、白幡議員の質問を終わります。

11時10分まで暫時休憩をいたします。

午前10時57分 休憩

---

午前11時08分 再開

○議長（杉本信一君） 再開いたします。

通告4番、戸松議員。

○6番（戸松恵子君） ー登壇ー

私は、質問通告書に従って質問いたします。

男性職員の育児休業取得について。

男女共に子育てと仕事を両立しやすい職場の環境づくりが求められています。核家族化が進んでいる現在、女性が出産し、その後安心して子育てをしていく上で、パートナーである男性の育児休業の取得はとても重要なことです。

早くから少子高齢化に取り組み、ジェンダー・ギャップの少ない北欧のノルウェーやスウェーデンでは、男性の育児休業の取得率は90%近くです。日本はどうかというと、令和2年度で12.6%、地方公務員の男性は13.2%です。取得期間は1か月以下が54.6%、1か月超3か月以下が19.2%です。

昨年6月に、改正育児・介護休業法が全会一致で成立していますが、今年の4月から、企業側から従業員への育休制度の通知と意思確認を行うことが義務化され、有期雇用者についても、育休の取得要件が緩和されました。

さらに、今年の10月から、男性版産休制度として、子供が生まれてから8週間以内に4週間の休業を2回に分けて取得できるようにもなりました。しかし、これまで遠軽町役場の男性職員の育休取得がありませんが、その要因について伺います。

以上です。

○議長（杉本信一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

戸松議員の男性の育児休業取得についての御質問にお答えいたします。

遠軽町役場の男性職員の育休取得がないが、その要因についての御質問であります。

出産・育児による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女共に仕事と育児を両立できる

ような雇用環境をつくることは、大変重要なことだと認識をしております。

当町における男性職員の育児参加のための休暇・休業制度としては、子の看護休暇、育児参加休暇、配偶者出産休暇などのほか、育児休業制度、育児短時間勤務制度、部分休業制度を設けており、それぞれ条例・規則で明文化し、職員周知をしているところであります。これまで男性職員による、育児参加のための休暇の取得の例はございますが、育児休業の取得はなかったところであります。

その要因としては、様々なことが考えられますが、御質問にもありますとおり、令和2年度の地方公務員の男性職員育児休業取得率は13.2%と、ここ数年で上昇傾向にはあるものの、女性に比べ低い水準となっており、さらに北海道内の町村職員に限りますと、男性職員育児休業取得率は3.6%となり、社会全体として特に北海道においては、男性の育児休業取得の浸透が不十分であるということも要因の一つであると推測をいたしております。

昨日、遠軽町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議決いただきました。国家公務員における、妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置を鑑みた改正であり、職員が妊娠等を申し出たときは、育児休業に関する制度を知らせるとともに、当該職員の意向を確認する措置を講じなければならないことなどを規定したものであり、民間法制においても、同様の改正がされているところであります。

こうした法整備の下、社会全体の取組の中で育児休業の取得を望む男性の仕事と家庭の両立の希望をかなえるとともに、男女問わずワークライフバランスのとれた働き方ができる職場環境の実現に向け、当町としても法令や条例に基づき育児休業の取得を促進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（杉本信一君） 戸松議員。

○6番（戸松恵子君） 前向きな御答弁ありがとうございました。

再質問です。日本の育休制度は、父親に認められている育休の期間の長さや給付金が支給される点では、実は世界で一番条件がよいそうです。しかし、実際の取得率は、先ほどの町長の答弁にもありましたけれども、民間の中小企業では、男性の育休制度があることすら知らない方もいるということです。

2019年のユニセフのアンケートなのですが、育休を取得しなかった理由の上位三つは、人手が不足するから、会社に制度がないから、職場が取得しづらい雰囲気だったということが三つなのですが、遠軽町の役場内では、このようなことはなかったでしょうか。

○議長（杉本信一君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木 浩君） 男性職員の育児休業が、現在まで取得はなかったというところでございますけれども、制度につきましては、先ほど町長が答弁したとおり、その内容を明文化し、職員周知を図っているところでございます。また、取りづらかったような状



況はなかったのかということでございますけれども、そのような状況はないというふうに考えております。

女性職員においても100%という形で取得がされております。そのようなことを考えても、男性職員だからといって取りづらかった、そのようなことはないというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（杉本信一君） 戸松議員。

○6番（戸松恵子君） 続いて再質問なのですが、国立生育医療研究センター、この間、道新にも結果が載っていたのですが、父親が家事・育児に関わるほど、第2子以降の出産割合が高くなる傾向があり、少子化対策としては、6歳以下の子供のいる父親の仕事の時間を、通勤も含めて9時間半以内にする必要があると言われております。役場の労働時間の実態はどのようになっているのでしょうか。

○議長（杉本信一君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木 浩君） 遠軽町役場の勤務時間につきましては、1日7時間45分、休憩時間をそれに入りますので、朝8時45分から17時30分までの勤務時間が基本的な形というふうになります。それに時に応じて時間外勤務が発生するようなこともあろうかと思えます。

また、通勤時間でございますけれども、それは職員個々の状況によりまして、町内からの移動範囲以内という形になります。

以上でございます。

○議長（杉本信一君） 戸松議員。

○6番（戸松恵子君） 最後の質問です。男女共に働きやすく、子育てしやすい職場づくりの環境づくりのためには、長時間労働の是正や育休を取りますと、安心して当たり前と言える世の中でなければなりません。また、育休を取得した中小企業には、両立支援金助成金を政府から受け取ることができる制度があります。民間企業にも、ぜひ取組は広めてほしいので、役場職員は町民の見本として率先して育児休業を取るべきだと思いますが、見解を伺います。

以上です。

○議長（杉本信一君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木 浩君） 議員おっしゃるとおり、育児休業取得促進に向けた働きは、社会全体として必要だというふうに認識をしております。役場職員に対しましては、昨日、条例の改正、議決いただきましたけれども、その条例の規定にもりながら、情報を提供する、意思を確認する、また、そういった取組を努めていきたいというふうに思います。

また、長時間労働という部分御質問の中にありましたけれども、遠軽町の時間外勤務の上限といたしまして月45時間、これは民間法制の中でも同じかというふうに思います。

れども、そういった上限もございます。実態としては月45時間近く働くような職員というの、ほぼない状況ではございますけれども、そういった上限を構える中で時間外勤務も含めて勤務をしているというところでございます。

また、給付金のお話もありましたけれども、これは共済組合の制度の中で育児休業取得者に対して給付金が給付される制度でございますので、そういった中で育児休業取得促進に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（杉本信一君） 以上で、戸松議員の質問を終わります。

通告5番、阿部議員。

○4番（阿部君枝君） ー登壇ー

通告書に従いまして、読み上げて通告といたします。

带状疱疹の予防について。

带状疱疹は、体の半分側に神経痛を伴う水泡が帯状にできる病気です。水ぼうそうにかかったことがある人なら、誰でも带状疱疹になる可能性があります。成人のおおよそ9割が、体内にヘルペスウイルスの一種、水痘・带状疱疹ウイルスを持っていると考えられています。60代を中心に50代～70代に多く生じる病気ですが、疲労・ストレスで若い人に発症することも少なからずあります。高齢者が多く、50歳以上が全体の65.7%を占め、80歳までに約3人に1人が発症しています。

治療の基本は、水痘・带状疱疹ウイルスの増殖を抑えるための抗ウイルス薬の全身投与です。内服薬と注射薬があり、皮膚症状が重い場合や痛みが強い場合は、入院して点滴治療を行うこともあります。理想的には、皮疹出現後3日以内に開始することが望ましいとされています。

また、带状疱疹の合併症「带状疱疹後神経痛」は、神経の損傷により皮膚症状が治っても3か月以上痛みが続いた状態を呼びます。带状疱疹を発症した50歳以上の約2割の方が、带状疱疹後神経痛になると言われ、長期に残存する可能性があります。そこで遠軽町においても、さらなる高齢化が予想されることから、発症を未然に防ぐ対応が求められています。

带状疱疹について、町は、これまでどのような取組をなされてきたのか、また、今後どのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

以上です。

○議長（杉本信一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

阿部議員の带状疱疹の予防についての御質問にお答えいたします。

带状疱疹について、全国的な大規模な疫学調査は実施されておりませんが、50歳代から発症率が増え始め、70代が最も高いという宮崎県で実施された疫学調査での報告がございます。また、その調査報告によりますと、患者全体の7割ほどを50歳以上の人が占

めており、高齢者や糖尿病などの生活習慣病のある人に発症する可能性が高いと言われておりますので、今後、高齢化が進むことにより带状疱疹を発症する方が増えることは、予想されるのかもしれませんが。

御質問のこれまでの本町における带状疱疹の取組についてでございますが、随時、受け付けている带状疱疹を含む健康相談及び保健師の家庭訪問などで取り組んでおりまして、带状疱疹に関する相談実績もございます。また、今後の取組につきましては、ホームページや健康教育等で町民に対し、带状疱疹に関する情報提供を行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（杉本信一君） 阿部議員。

○4番（阿部君枝君） 今、御答弁いただきました。

ホームページ等で見ていただくというお話ですが、主に高齢者の方というのは、ネットを使えない方のほうが多いのですが、その点はどのように今後考えていますでしょうか。

○議長（杉本信一君） 大柳保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（大柳京美君） 遠軽町での带状疱疹に関する取組につきましては、老人クラブにも健康教育という形で行っていますので、何か所かの老人クラブにおいて带状疱疹に関するお話とかをさせていただきたいと思っておりますし、随時、相談に来られる方もいらっしゃるし、電話で相談される方もいらっしゃいますので、そのときに相談をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（杉本信一君） 阿部議員。

○4番（阿部君枝君） 失礼いたしました。本当にそういう部分では、いろいろな形で皆さんの相談を受けているということで、少し安心いたしました。

今回、このような質問をするに至っては、本当にストレス、今回もコロナワクチンの関係とかで、ストレスを抱えている方もいらっしゃるのですが、それ以前に実際に带状疱疹になった方、頭から顔面にかけてなった方を実際に御相談を受けたことがあるのですが、本当にこれはそのときだけではなくて、後々ズキンズキンどころか、髪も引っ張られるそういう状態が非常に続いて、1年、2年たってもその状態というのは、またかというぐらい非常に辛いそうです。また、なるのではないか。带状疱疹1回なったから、もうならないというものではなくて、何度も繰り返す可能性は十分にあるのですね。

それと、その方も後で言われたのですけれども、ワクチンで接種予防ができるのですかと聞かされて、私も知らなかったのですけれども、早速検索したところ、こういう状態があるのだと、その後もいろいろ調べさせていただきました。糖尿病やがんなどの免疫力が低下する、そういう方にも病気の原因があってもワクチンを打つことで、それが解消されるという話も伺いました。

私としては带状疱疹というよりも、带状疱疹がワクチンで予防できるということは、す

ごいことだなと思いましたが、このことはぜひ町に取り上げていただいて、認知度を高め  
ていただいて、接種推進をお考えしていただきたいなど、こんなふうにしたのですが、  
この点はいかがでしょうか。

○議長（杉本信一君） 大柳保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（大柳京美君） ただいまの件に関してですが、今、带状疱疹の予防に  
関しては、国のほうでも定期予防接種化に向けて議論しているところでございまして、そ  
の議論を進められた結果によっては、定期接種化ということも考えられてくると思いま  
すので、今の段階で任意接種で実施されているところなのですけれども、国のほうにおきま  
しては、定期接種化に向けて予防接種に関する安全性ですとか、有効性、それから期待さ  
れる効果についても今議論されていまして、全国的なデータもそろっていないという状況  
ですので、そのデータもそろった段階で国の方針に基づいて、本町でも検討してまいりた  
いなというふうに思っています。

以上です。

○議長（杉本信一君） 阿部議員。

○4番（阿部君枝君） 確かに、国のほうも今進めているとは言いますが、全国的にはま  
だ少ないのですけれども、昨年10月時点で大体13自治体というぐらいの状況下では  
あります。もちろん本当にこれは、今、おっしゃっていただいたように、国がもっと積極  
的にやっていただきたいなどは私自身も思いますし、带状疱疹で本当に苦しんでいる方と  
いうか、後のPHNですか、この状況下で苦しんでいる方のことを思うと、1日も早くこ  
のワクチンというのは必要だなというふうに感じます。

このことというのは、何でも遠軽町早くやっていただきたいなという思いで今回質問し  
たのですけれども、このワクチンというのは種類が2種類あるということは御存じだと思  
うのですけれども、中でもシングリックスという免疫力が落ちている方でも接種できる  
ということで、課題は、2か月以上間隔を空けて2回の接種と。ちょっと高価ではあるの  
ですけれども、そのことで全国的に13自治体ではありますけれども、助成をしている団体  
もあります。まずは、私としては、このワクチンがあるということを町民に知っていた  
いて、広報なり、今、おっしゃっていただいた健康相談だとかそういうところでぜひ話し  
していただいて、今後に向けては公費助成へ考えていただきたいと、こんなふうに思っ  
ております。そんなこともありまして今回質問したのですけれども、何とかその辺のところ  
をぜひやっていただきたいと思います。

一番ちょっとこんなことどうか分からないのですけれども、がんの治療をされている方  
が、亡くなったときに何が原因だったかといったら、带状疱疹だったというお話も聞い  
て、こういうこともあるのだということからいけば、二種類あるのですけれども、高額  
であってもワクチンの接種をいち早く町民に知らせていただきたい、そんな思いですが、そ  
の点いかがでしょうか。

○議長（杉本信一君） 大柳保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（大柳京美君） ワクチンの関係につきましては、病院でも任意接種でやっている病院も、町内でも幾つかはございます。その件に関しては、健康相談とか健康教育でも、町内の病院でも接種できるというところは伝えてはいきたいと思いますが、大々的にお知らせするという事は、ちょっと控えさせていただきたいという思いがありまして、実は病院での体制もありますし、それと大体生ワクチンを使っている、小児の生ワクチンを使っている病院がほとんどでして、そこで水ぼうそうの接種をするということになりますと、定期接種をしている小児のほうでも打たなければいけないので、そっちらのほう優先的ではあると思っていますので、ワクチンの足りなくなるということも懸念されるということも考えております。ですが、一応、町内でも病院で接種できる、任意接種で接種できるというところを簡単ではありますが、説明はさせていただきたいというふうには思います。

以上です。

○議長（杉本信一君） 阿部議員。

○4番（阿部君枝君） 今、説明いただきました。水ぼうそうになったことのないウイルスの感染で、水ぼうそうを発症することがあるのかということがありますけれども、水ぼうそうになったことのない乳幼児に感染するということはありますよね。（発言する者あり）帯状疱疹の方が、要は帯状疱疹は他の人には移らないのですけれども、水ぼうそうになっていない乳幼児には感染する可能性があるということ間違いありませんか。

○議長（杉本信一君） 大柳保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（大柳京美君） 水ぼうそうになっていないお子さんが、帯状疱疹にかかっている人の体液とか、そういうもので移ることはあります。

○議長（杉本信一君） 阿部議員。

○4番（阿部君枝君） 最後にいたしますけれども、こんなことを含めて今後、町も大ぴらにはできないとはおっしゃいましたけれども、ぜひ至るところでこのことを発信していただきたいと思います。

以上です。

○議長（杉本信一君） できれば最後は質問で終わってください。

以上で、阿部議員の質問を終わります。

以上をもって、一般質問を終わります。

---

### ◎休会の議決

○議長（杉本信一君） お諮りします。

3月12日、13日の2日間は休日のため、3月14日から17日までの4日間は予算審査等のため、休会にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、3月12日から17日までの6日間は、休会とすることに決定いたしました。

---

◎散会宣告

○議長（杉本信一君） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これをもって散会とします。

午前11時34分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 杉本信一  
署名議員 佐藤 昇  
署名議員 今中裕志